

中小企業等海外展開支援事業費補助金 申請者の皆様へ ～ 申請のご案内 ～

中小企業等海外展開支援事業費補助金のご活用を検討いただき、どうも有難うございます。申請にあたっては、本紙および申請書記載例、Q&A をご参照の上、ご準備くださいますようお願いいたします。

1. 補助対象経費について

【補助対象経費】

経 費 区 分	内 容
外国特許庁への出願手数料	・出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の出願手数料） ・P C T 国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く） ・W I P O（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）
代理人費用	・上記外国出願に係る国内代理人費用 ・同現地代理人費用 ・振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 ・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳費用	・翻訳に要する費用 （「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示すること）

【補助対象外経費の例】

対象外経費	・先行技術調査に係る費用 ・本補助金の申請書作成に係わる代理人費用 ・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費、出願と同日の手続きではない審査請求料・登録料・維持年金・手数料など） ・P C T 国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料） ・日本国特許庁に支払う印紙代（マドプロ、優先権主張に係る費用）
-------	--

ご注意ください！！

- * 類似の場合であっても、日本国特許庁への基礎出願と同一でない出願は、原則、補助対象となりません。
- * 採択前に、外国特許庁への出願が完了している案件や代理人へ出願手続きや翻訳を依頼している場合は、補助対象となりません。代理人へは必ず採択後に依頼をしてください。（代理人への依頼は、メールやFAXなどで行い、依頼日の記録を残してください。）
- * 交付決定日前に発生する費用（ex. 先行技術調査等にかかる費用）は対象外です。
- * 国内外代理人の仲介手数料は、原則対象外です。
- * 出願と同一日の支払いではない審査請求料、維持年金 等は補助対象となりません。
- * 対象経費及び金額は、出願後に提出いただく実績報告書および添付書類を精査の上決定します。
- * 本補助金は審査会での審査を経て交付決定されます。採択とならない場合もございますのでご了承下さい。

2. 提出書類（交付申請）について

- ・協力承諾書（様式第1-1 別紙、1-2 別紙）は、申請者宛てとして選任代理人へご依頼下さい。
- ・出願の種別（特許、実用新案、意匠、商標）および出願方法等によって、添付書類が変わります。交付申請書に記載されている「添付書類一覧」をご確認ください。
- ・申請書の書き方は、「記載例」をご参照ください。

※申請様式、記載例、Q&A等は当財団ホームページからダウンロードできます。

（「海外出願補助金 しまね財団」で検索いただくとスムーズです。）

3. 賃上げ実施企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ・申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1. 5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ・企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式第1-3、1-4、1-5、又は1-6）の提出により受領とします。
- ・「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」については、以下のいずれかを提出してください。
 - 様式第1-3 【<給与総額>中小企業等用（常時使用する従業員がいる場合）】
 - 様式第1-4 【<平均受給額>中小企業等用（常時使用する従業員がいる場合）】
 - 様式第1-5 【<給与総額>中小企業等用（常時使用する従業員がいない場合）】
 - 様式第1-6 【<平均受給額>中小企業等用（常時使用する従業員がいない場合）】
- ・採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。
- ・賃上げが1. 5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ・なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式第1-3、1-4、1-5、又は1-6誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

4. その他加点措置について

- ・今般の少子化を巡る状況を踏まえ、経済産業省の補助金において、従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取組を進める企業等に対して、原則優遇措置の実施が要請されておりますところ、令和6年度より加点措置を行うこととします。

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）

④次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。

⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

・地域未来牽引企業、JAPAN ブランド育成支援等事業採択者、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者等への審査時における優遇措置を行います。

5. 補助金申請時の特許出願非公開制度に関する確認事項について（特許のみ）

- ・令和 6 年 5 月 1 日より施行される特許出願非公開制度においては、特許出願の明細書等に「特定技術分野」に属する発明が含まれ、内閣府による審査の結果保全指定を受けた場合、指定期間中における発明内容の開示や外国出願が禁じられます。
- ・また日本国内でした発明であって公になっておらず、日本で出願すれば保全審査の対象となる発明については、外国出願より前にまず日本で出願することとされ、これらの義務違反は刑事罰対象とされています。
- ・そこで令和 6 年（2024 年）5 月 1 日以降に出願した特許案件は、特許出願非公開制度における「特定技術分野」に属する発明でないこと、又は「保全指定」されていないことを確認の上、申請を行ってください。（交付申請書の 16. 確認事項の最初の口にチェックを入れてください。この点の確認がなされていない出願についての補助金の申請は受理できません。）

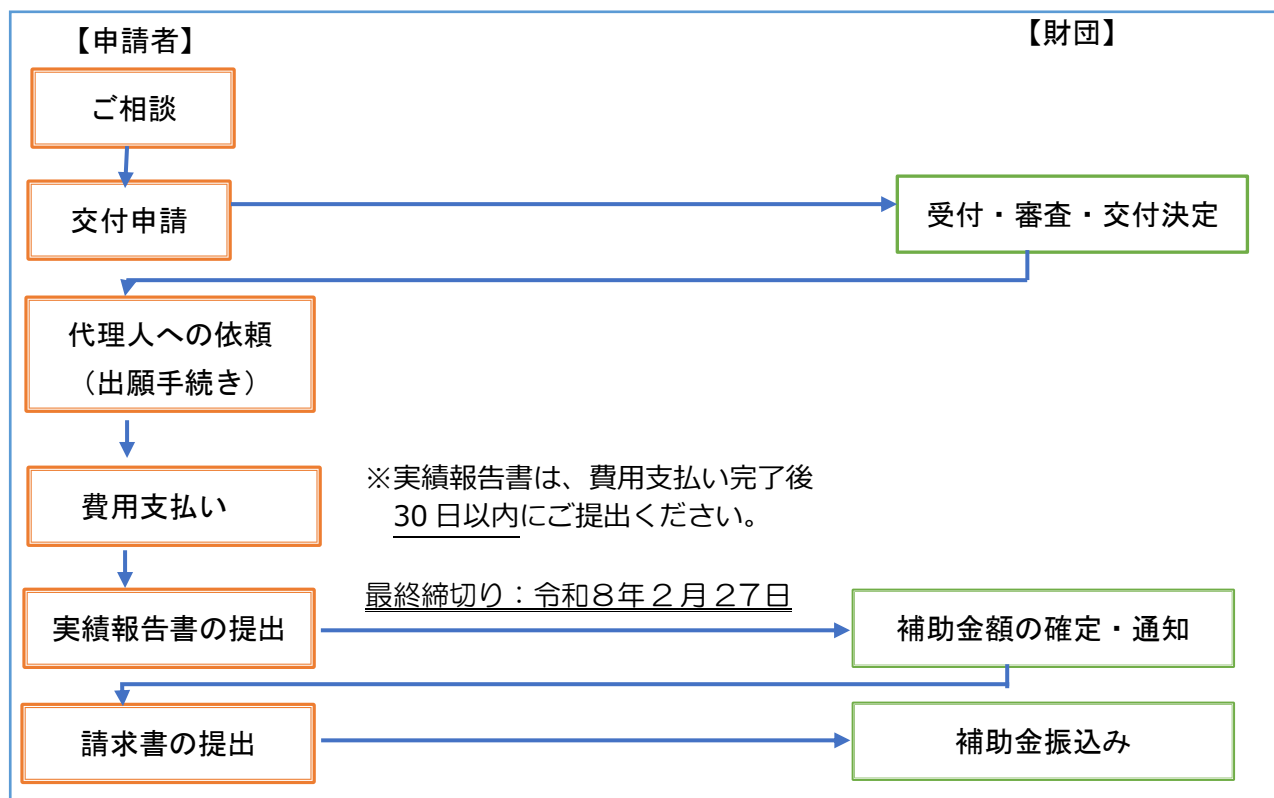
6. その他の注意点

- ・申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。
- ・また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）（※）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。
- ・上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

7. 申請から補助金受取りまでの流れ



8. 参考となるサイト

- J-Plat Pat(特許情報プラットフォーム)
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- ASEAN-TMview
<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
- 世界知的所有権機関 (WIPO) 「Global Brand Database」
<http://www.wipo.int/branddb/en/>
- 米国特許商標庁 (USPTO) の商標検索サイト
<https://www.uspto.gov/>
- 中国国家工商行政管理総局商標局の中国商標網
<https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/index.html/>

*日本国内および海外での知財活用について、「INPIT 島根県知財総合支援窓口」(TEL0852-60-5145)へお気軽にご相談ください(下記お問合せ先からご紹介いたします)

提出・お問合せ先

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 (担当：杉原・景山)

TEL：0852-60-5112 FAX：0852-60-5106 E-mail：sat@joho-shimane.or.jp

当財団 URL： <https://www.joho-shimane.or.jp/>